

平成29年  
4月から

# 変わるよ！幼稚園の利用手続き

## 新制度に移行後の私立幼稚園の利用手続き

ステップ1 《12月上旬ごろ》  
幼稚園に次の書類を提出します

- ①入園申込書
- ②支給認定申請書

ステップ2 幼稚園から入園の内定を受けます

ステップ3 幼稚園から市に「支給認定申請書」が提出されます

ステップ4 市から保護者へ「支給認定証」「利用者負担額決定通知書」を交付します

ステップ5 私立幼稚園に入園

変わるよ!  
利用手続き

H29.4月～



元気  
に通うぞ！

変わるよ！  
保育料

H29.4月～

「保育料」から  
「利用者負担額」へ  
保育料は、これまで幼稚園ごとで定められていた金額を保護者が幼稚園に支払い、その後市が私立幼稚園就園奨励費を世帯の所得に応じて保護者に交付してきました。新制度では、市の条例で定める利用者の世帯所得に応じた「利用者負担額（表2）」を納めるようになります。私立幼稚園就園奨励費は交付されません。

表2 1号認定の利用者負担額

区分	推定年収	利用者負担額
生活保護世帯	—	0円/月額
市民税非課税世帯	~270万円	1,500円/月額
市民税所得割課税額世帯	77,100円以下 211,200円以下 211,201円以上	8,100円/月額 12,300円/月額 19,400円/月額

※多子世帯、ひとり親世帯などには別途負担軽減措置があります（例：第2子は半額、第3子以降は無料など）。

みんなの  
にお答えします

Q 保育料はどうなりますか  
A 新制度に移行する幼稚園の保育料は、世帯の所得に応じて国が定めた金額を上限に、市町村が定めることになります。富良野市では、市内私立幼稚園の保育料などを参考に、所得に応じた利用者負担額を表2の通り条例で定めています。

Q 支給認定申請はどこで行えば良いですか  
A 幼稚園に通っている子どもは、幼稚園を通じて手続きを行います。平成29年4月から幼稚園に入園する場合についても、幼稚園を経由して申請します。

Q 共働きの世帯で「教育時間（1日4時間）」を超えて、幼稚園を利用できますか  
A 一時預かり事業（預かり保育）を活用することで、幼稚園を利用できます。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は、市から1号認定を受け、各幼稚園が実施する「一時預かり事業（預かり保育）」を利用することにより、平日は午後6時まで預かり保育の提供を受けることができます。

Q 預かり保育を利用し、午後6時までに子どもを迎えるに行けない場合は、どうしたら良いですか  
A 富良野市ファミリー・サポートセンター（通称「ファミサボ」）を利用した場合は、利用料（平日・30分300円）が必要になります。ファミサボでは、子支援してくれるサポート者が、子

どもを幼稚園まで迎えに行ってくれたり、サポートの自宅で保育してくれるなど、会員相互で支援を行っていますので、気軽に問い合わせください。



変わるよ！  
預かり保育

H29.4月～

幼稚園の一時預かり事業の拡充  
平日・午後6時まで

表1 支給認定の区分



私立幼稚園が「新制度」に移行します  
平成29年4月から、市内の4つの私立幼稚園が、国が推進する「子ども・子育て支援法」にもとづく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」と略します）」に移行する予定です。  
実施してきた「一時預かり事業（預かり保育）」は拡充され、平日は午後6時までサービスを受けられるようになります。  
また、平成29年4月に新制度に移行することにより、これまで幼稚園に、子どもを通して支給認定を受けて、市が条例で定める「利用者負担額（表2）」を納めていたぐなど、幼稚園の利用手続きが変わります。  
間じども未来課 / 39-2223